

5-3 内心の自由と、関連の問題 <標準編>

剣道実技拒否事件

信教の自由が争われた有名な事件に「**剣道実技拒否事件**」がある。これは、「エホバの証人」と呼ばれる宗教を信仰する青年が、1990年に入学した公立高等専門学校で、体育の剣道実技の授業を自己の宗教的信条【①】にもとづいて拒否したため退学処分になったことが争われた事件である。元生徒は「剣道実技を義務付けることは信仰を捨てろというに等しく、信教の自由を保障しているとはいえない」などと退学処分の取り消しを求めた。いっぽう学校側は「剣道実技の授業があることを知ったうえで入学してきたはず。レポート提出などの代替措置で単位を認めれば特定宗教の信徒を優遇したことになり憲法が定める政教分離に反する」などとして退学処分の正当性を主張した。1996年に最高裁判所は「学校側の措置は生徒の信教の自由に配慮せず、裁量権を逸脱した違憲違法なものである。また代替措置を講じても政教分離に反しない」などとして退学処分を取り消すよう判決した。

①旧約聖書には、「ヤハウェ（神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。このため外国では**兵役を拒否**する例もある。

自衛官合祀問題

同じく信教の自由が争われた有名な事件として「**殉職自衛官護国神社合祀事件**」がある【②】。これは、交通事故で殉職した自衛官が県隊友会などによって一方的に山口県護国神社に合祀されたことに対して、キリスト教徒の妻が「護国神社に合祀されたことにより信教の自由を侵害された」として県隊友会などに合祀の取り消しと慰謝料を求めた事件である。山口地裁と広島高裁はいずれも妻の主張を認めたが、1988年に最高裁判所は、妻の訴えを認めなかったばかりか、逆に妻に対して「寛容」的態度を求める判決を下した。

②「合祀」とは神として祭ること。護国神社は明治時代に日本各地に設立された「招魂社」が戦後改称したもので、靖国神社同様に**英霊**（戦死した軍人など国家のために殉じた者）を祭る神社である。

この判決に対しては専門家による批判的な意見が多い。【③】

靖国神社参拝問題

8月15日（敗戦記念日）などに首相をはじめ閣僚・国会議員・地方自治体の首長が**靖国神社に参拝**していることが政教分離原則との関係で問題となっている。

③護国神社に合祀された元軍人軍属の遺族が「同意なく合祀された」として神社に賠償を求めて訴えていた裁判でも、最高裁は2009年に請求を退けた。

参拝している政治家たちは、「**英霊**に対する個人的な感情の表明である」とか「首相にも信教の自由がある」などと説明しているが、公費で運営されている公用車を使い、また「内閣総理大臣」など公職名を記帳するなど、純粹に個人的な参拝とはいいがたい面がある。裁判所は「靖国神社への援助・助長・促進にならない限り合憲」という**目的効果基準**【④】に基づいて判断しており合憲判決が少なくないが、たとえば愛媛玉ぐし料訴訟や中曽根首相の公式参拝に対しては違憲判決が確定している。

④津地鎮祭訴訟の最高裁判決（1977年）で示された、政教分離原則に適合するかどうかを判断する基準。

麹町中学校 内申書事件

「中学校から受験する高校に提出される内申書の中に生徒本人の思想・信条に関する記載があったために、受験したすべての高等学校が不合格になった」と主張して、東京都と千代田区に対して損害賠償を求めた事件が「**麹町中学校内申書事件**」である。この生徒は 1970 年代に盛んであった共産主義的な学生運動に関わり校内で機関紙を発行するなどの活動を行っていたので、担任教員が内申書にその活動について「全共闘」や「ML 派」（「マルクス・レーニン派」の意味）といった語句を使って記載したところ、面接試験で思想に関する質問が続いたとされ、生徒は「不合格の理由が生徒の思想・信条にあったことは明らか」と主張した。これに対して最高裁判所は 1988 年に「思想・信条そのものを記載したわけではなく、外部的活動を記載しただけである」として生徒の訴えを退ける判決を下した。しかしこの判決に対しては、『全共闘』や『ML 派』といった語句を使えば、その思想・信条について容易に知ることができるので、生徒の思想・信条が実質的に問題とされた事実は否定できない」とする意見もある。

自衛隊による 思想調査

陸上自衛隊情報保全隊（自衛隊が保有する内部情報を守るための組織）が自衛隊のイラク派遣に反対する市民や団体の集会などを監視し資料にまとめていることが 2007 年 6 月に明らかとなった。防衛庁は「自衛隊に対する反対運動を把握する行為で合法的な活動である」と主張しているが、この資料で調査された市民団体や多くの専門家は「自衛隊の本来任務を越える違法な行動であり、思想および良心の自由の侵害につながる恐れがある」と主張している。

学問の自由

学問の自由とは、学問の研究や講義などにおいて、国家から干渉されないということである。明治憲法には学問の自由は保障されていなかったもので、「**天皇機関説事件**」【⑤】のように、政府が特定の学説の教授を禁止することができた。日本国憲法が学問の自由を明記したことにより、国民は自由に学問研究をし、その成果を自由に発表・教授することができるようになった。また学問の自由に基づいて「大学には**自治権**がある」と理解されており、学内（校内）の問題については大学が自律的に決定することが認められている。

しかし科学や技術の進歩は、たとえば大量殺戮兵器の開発も可能にする。**脳死臓器移植**、男女産み分けや**代理出産**など生命倫理の問題や、**遺伝子組み換え**など農業技術の問題もある。私たちは、人類の発展と幸福のために学問の自由が保障されていることを忘れてはならない。

⑤ 明治大正時代に憲法学の通説であった学説で、東京帝国大学教授の美濃部達吉博士が中心的な論者。「天皇は法律上は国家という法人の一機関である」と説明する学説だが、1935 年に「国体（天皇主権の国家体制）に反する学説だ」として弾圧され教授禁止となった。